

平成29年三重県議会定例会

# 教育警察常任委員会

## 付託議案審査

議案第126号「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案」

- 資料1 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案 ..... 1頁

## 所管事項調査

- 犯罪情勢について
  - 資料2 犯罪情勢（平成29年8月末） ..... 5頁
- サイバー犯罪の現状と対策について
  - 資料3 サイバー犯罪の現状と対策 ..... 6頁
- 交通事故情勢と抑止対策について
  - 資料4 交通事故情勢と抑止対策 ..... 7頁

平成29年10月

警察本部

議案第 126 号 「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案」

1 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（以下「迷惑防止条例」という。）改正の理由

ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）が、近年のストーカー行為に係る相談等件数が高水準で推移している現状や当該行為が多様化していること等を背景に改正され、同法におけるつきまとい等の規制対象行為が拡大されたことに鑑み、迷惑防止条例第 9 条（つきまとい等の嫌がらせ行為の禁止）で規制する対象行為についても同法改正内容と同様に拡大等をするもの。

2 迷惑防止条例の改正概要等

(1) 迷惑防止条例第 9 条のストーカー規制法に関する引用部分の「条ずれ」を改正

ストーカー規制法第 2 条第 2 項に規定されていた「ストーカー行為」の定義が、法改正により同条第 3 項に規定されたことから、迷惑防止条例第 9 条中の「ストーカー規制法第 2 条第 2 項」の引用部分を「ストーカー規制法第 2 条第 3 項」と改正する。

(2) 規制対象行為に「うろつく」行為を追加

迷惑防止条例第 9 条第 1 号で規制する「つきまとい等の行為」に「住居等の付近をうろつく」行為を加える。

(3) 「電子メールの送信等」に関する改正及び定義条項を新設

ア 電子メールの送信に関する改正

改正ストーカー規制法において、ラインやフェイスブック等の SNS を用いたメッセージを送信する行為及び被害者が開設しているブログ、ホームページ等への書き込みや、被害者の SNS のマイページにコメントを書き込む行為が規制の対象となったことから、迷惑防止条例についても、同法と同内容に改正し、被害者が開設しているブログ等へ書き込む行為等を規制する。

イ 「電子メールの送信等」の定義に関する項の新設

改正ストーカー規制法では、同法第 2 条第 2 項を新設し、「電子メールの送信等」の定義がなされたことから、迷惑防止条例第 9 条についても、同法同様に第 2 項を新設し「電子メールの送信等」の定義を加える。

(4) 「性的羞恥心を害する電磁的記録に係る記録媒体の送付等」の行為を確認的に規定

改正前のストーカー規制法及び現行の迷惑防止条例において、性的羞恥心を害する電磁的記録に係る記録媒体の送付等については、「性的羞恥心を害するその他の物の送付」する行為として、規制対象行為に含まれていた。

改正ストーカー規制法では、その解釈が条文上で明確にされたことから、迷惑防止条例についても、条文上で明記し、確認的に規定することとした。

(5) 迷惑防止条例第 15 条第 1 項第 2 号（罰則）の改正

迷惑防止条例第 9 条第 2 項を新設し、「電子メールの送信等」の定義をしたことから、同条例第 15 条第 1 項第 2 号（罰則）中の「第 9 条に違反した者」を「第 9 条第 1 項に違反した者」に改正する。

(6) 罰則について

現行の罰則のとおりとする。

非常習犯：6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

常習犯：1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

3 今後の予定

平成 29 年 10 月 17 日 公布、一部施行（「条ずれ」の改正）

平成 29 年 12 月 18 日 全面施行

## 改正概要（規制対象行為の拡大等）

正当な理由がないのに、特定の者に対する恋愛感情等以外の感情で、反復して以下の行為を行い、著しい不安又は迷惑を覚えさせること。

①つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、住居等の付近での見張り、住居等への押し掛け。

⇒

住居等の付近をうろつく行為を対象に追加

②監視していると告げる行為

③面会・その他の義務のないことを行うことを要求

④著しく粗野又は乱暴な言動

⑤無言電話、拒まれたにもかかわらず電話、FAX、電子メールや電子メールに類する通信方式を用いるものを送信

⇒

○ ラインやフェイスブック等のSNSを用いたメッセージ送信や被害者が開設するブログ等へ書き込む行為を対象に追加

⑥汚物等の送付

○ 第9条第2項を新設し「電子メールの送信等」を定義

⑦名誉を傷つけること

⑧性的羞恥心の侵害

⇒

電磁的記録やこれに係る記録媒体を送付する場合も当然に対象になることを、確認的に規定

○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(つきまとい等の嫌がらせ行為の禁止)</p> <p>第九条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等及び同条第三項に規定するストーカー行為を除く。）を反復して行い、著しい不安又は迷惑を覚えさせてはならない。</p> <p>一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、<u>これらの場所に押し掛け、又はこれらの場所の付近をうろつくこと。</u></p> <p>二～四 （略）</p> <p>五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、<u>電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等</u>を<u>すること。</u></p> <p>六・七 （略）</p> <p>八 その<u>性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。</u></p> <p>2 <u>前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。</u></p> <p>一 <u>電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六</u></p>	<p>(つきまとい等の嫌がらせ行為の禁止)</p> <p>第九条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等及び同条第二項に規定するストーカー行為を除く。）を反復して行い、著しい不安又は迷惑を覚えさせてはならない。</p> <p>一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、<u>又はこれらの場所に押し掛けること。</u></p> <p>二～四 （略）</p> <p>五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、電話をかけ、<u>電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）若しくはこれに類する通信方式を用いるものを送信し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。</u></p> <p>六・七 （略）</p> <p>八 その<u>性的しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的しゆう恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。</u></p>

号) 第二条第一号に規定する電気通信をいう。  
次号において同じ。)の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその  
入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲  
覧させることに付随して、その第三者が当該個  
人に対し情報を伝達することができる機能が提  
供されるものの当該機能を利用する行為をする  
こと。

(罰則)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月  
以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第九条第一項の規定に違反した者

2～7 (略)

(罰則)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月  
以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第九条の規定に違反した者

2～7 (略)

## 犯罪情勢（平成29年8月末）

## 1 刑法犯及び重要犯罪・重要窃盗犯

	認知件数		検挙件数		検挙人員		検挙率	
	(件)	前年比	(件)	前年比	(人)	前年比	(%)	前年比
刑 法 犯	9,052	-119	3,235	+427	1,386	+65	35.7	+5.1
重 要 犯 罪	59	-7	40	-23	36	-8	67.8	-27.7
殺 人	5	+1	6	+3	7	+4	120.0	+45.0
強 盗	9	-6	8	-6	8	-6	88.9	-4.4
放 火	7	+6	7	+6	5	+4	100.0	±0
強 制 性 交 等	10	+1	6	-5	5	-3	60.0	-62.2
略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買	1	-1	1	-1	2	±0	100.0	±0
強 制 わ い せ つ	27	-8	12	-20	9	-7	44.4	-47.0
重 要 窃 盗 犯	1,086	-165	565	-113	61	-30	52.0	-2.2

※強制性交等には、平成29年7月13日刑法改正前の強姦の認知・検挙を含む。

重要窃盗犯とは、窃盗犯のうち、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりを行う。

## 2 特殊詐欺

	認知件数		被害額		検挙件数		検挙人員	
	(件)	前年比	約(万円)	前年比	(件)	前年比	(人)	前年比
総 数 ( 額 )	132	+26	19,160	-18,370	16	+4	5	-7
振 り 込 め 詐 欺	127	+35	16,900	-9,330	16	+5	5	-6
振 り 込 め 詐 欺 以 外	5	-9	2,270	-9,050	0	-1	0	-1

※振り込め詐欺とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺をいい、振り込め詐欺以外の特殊詐欺とは、金融商品等取引名目詐欺、ギャンブル必勝法情報提供名目詐欺、異性との交際あっせん名目詐欺、その他詐欺をいう。

手口別被害額と合計金額に誤差が生じているのは、各被害金額を調整せず四捨五入により表記しているためである。

## 3 暴力団犯罪

	検挙件数		検挙人員		暴力団勢力			
	(件)	前年比	(人)	前年比	団体数		構成員等数	
総 数	175	+41	85	+8	H27末	H28末	H27末	H28末
刑 法 犯	128	+45	55	+2	24	22	650	460
特 別 法 犯	47	-4	30	+6				

## 4 薬物事犯

	検挙件数		検挙人員		検挙人員		検挙人員	
	(件)	前年比	うち暴力団	前年比	(人)	前年比	うち暴力団	前年比
総 数	116	-8	43	+1	73	-7	25	-1
覚 せ い 剤 取 締 法 違 反	98	-9	41	+2	60	-9	24	±0
そ の 他	18	+1	2	-1	13	+2	1	-1

※その他とは、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯をいう。

## 5 来日外国人犯罪

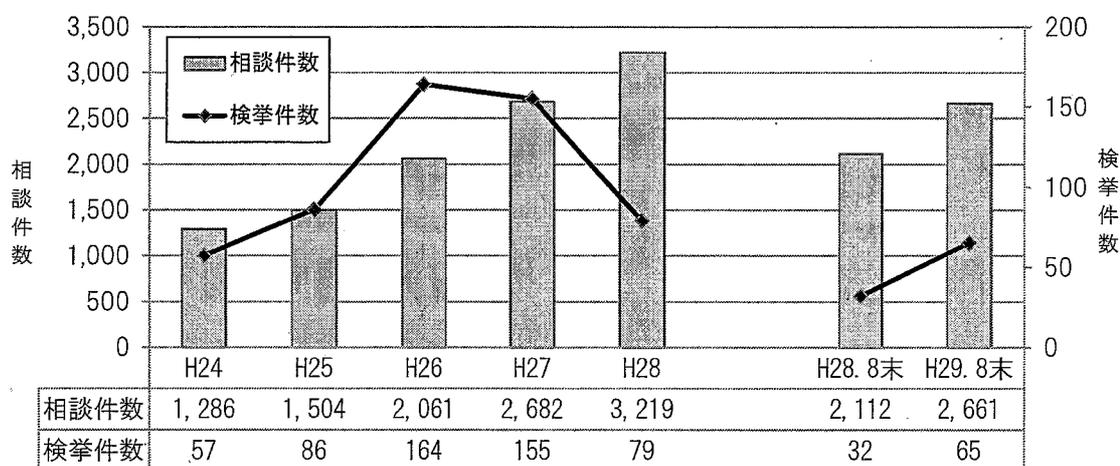
	検挙件数		検挙人員		国籍別検挙状況(上位)		
	(件)	前年比	(人)	前年比		件数	人員
総 数	79	-22	50	+11	ベトナム	11件(13.9%)	11人(22.0%)
刑 法 犯	66	-11	41	+15	中 国	11件(13.9%)	11人(22.0%)
特 別 法 犯	13	-11	9	-4	ブラジル	40件(50.6%)	9人(18.0%)

※来日外国人とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。

## サイバー犯罪の現状と対策

### 1 サイバー犯罪の現状

#### (1) 検挙件数及び相談受理件数の推移



- 平成24年から検挙は約4割増加、相談は約2.5倍に増加
- 平成29年は検挙件数、相談受理件数ともに前年同期比で増加

#### (2) 不正なプログラム等が用いられた犯罪の発生、検挙

- 三重県総合文化センターウェブサイトへの不正アクセス【H29.2】
- 県防災情報サイト「防災みえ.jp」への不正アクセス【H29.3】
- 遠隔操作アプリで知人の行動を監視していた被疑者を検挙【H28.11】

### 2 サイバー犯罪対策の状況

#### (1) 官民連携

- 情報通信技術に関する高度な知見の導入  
民間企業、学術機関（三重大学等）との連携
- 県内の事業者との共同対処  
情報通信関連事業者、金融機関との協定締結
- 県民との協働  
サイバー防犯ボランティアとの連携



実機を用いた訓練の状況  
(トレンドマイクロ社の協力により実施【H28.5】)

#### (2) 警察職員の対処能力の向上

- 巧妙化、多様化するサイバー犯罪に対応する専門的捜査員の育成
- 増加するサイバー犯罪への対応に向けた対処能力の底上げ

#### (3) 広報啓発活動、情報提供

- 防犯講話、広報紙、各種媒体を通じた啓発活動
- 事業者に対する脆弱性情報の提供、セキュリティに関する講演等

### 3 課題

- サイバー犯罪に対処するための人材育成
- 産学官連携による対策の推進  
「安全かつ活力あるサイバー空間づくり」

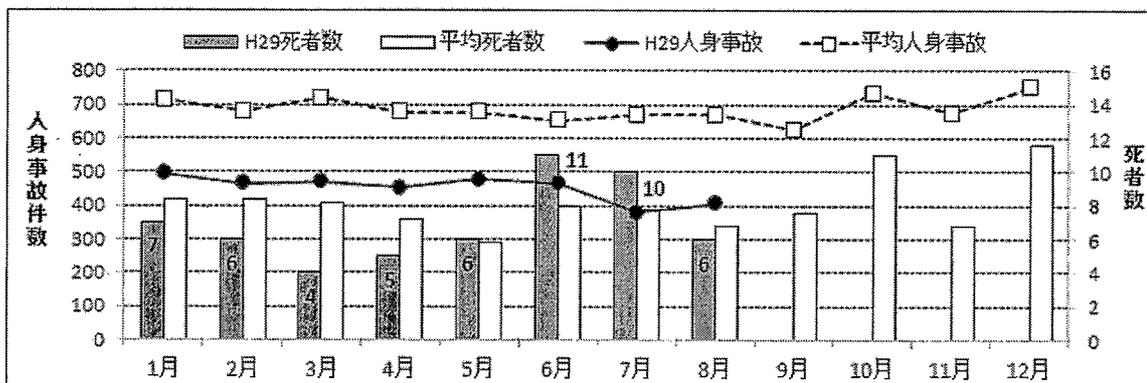
## 交通事故情勢と抑止対策

## 1 交通事故情勢

## (1) 交通事故発生状況

	H24	H25	H26	H27	H28	5年平均	H29.8末	前年同期比
人身事故件数	10,155	9,804	8,100	7,169	6,038	8,253	3,618	-419
死亡事故件数	93	90	109	86	98	95	55	-13
死者数	95	94	112	87	100	98	55	-15
負傷者数	13,287	12,885	10,717	9,517	8,158	10,913	4,764	-700

## (2) 月別発生状況（過去5年平均との比較）



## (3) 交通死亡事故の特徴（平成29年8月末）

- 高齢者の死者が全体の約4割を占める ～ 24人(43.6%)
- 交通弱者(歩行者・自転車乗者)の死者が全体の約5割を占める ～ 28人(50.9%)
- シートベルト非着用者が四輪乗車中死者の6割を占める  
～ 四輪乗車中死者20人中、12人(60.0%)
- 飲酒運転が後を絶たない  
～ 原付以上第1当事者の事故4件（前年同期比 + 3件）

## 2 年末に向けての交通死亡事故等抑止対策

## (1) 薄暮時間帯・夜間における対策

- 「交通安全“見える・見せる”キャンペーン」及び「夕暮れ時、ちょっと早めのライトオン運動」の更なる推進
- 歩行者保護の観点に立った街頭活動の強化

## (2) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- シートベルト等の着用効果等を実感できる広報啓発活動の推進
- シートベルト着用義務違反取締りの強化

## (3) 飲酒運転の根絶に向けた対策

- 「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例」の一層の周知
- 関係機関・団体と連携したハンドルキーパー運動の推進
- 飲酒運転取締りの強化